対策検討会」を設置し,同種事案の再発防止策を取りまとめた。

9 滑走路誤進入のトラブルに関する対策

滑走路誤進入事案の再発を防止するため,管制指示に対するパイロットの復唱のルール化等管制官とパイロットのコミュニケーションの齟齬の防止や,滑走路占有状態等を管制官やパイロットへ視覚的に表示・伝達するシステムの整備等,ソフト・ハード両面にわたる対策を推進している。

嶙 航空事故等原因究明体制の強化等

陸・海・空(鉄道,船舶,航空)の事故等における原因究明体制の強化,再発防止機能の強化,調査体制の充実のため,運輸安全委員会を設置した。

同委員会の設置に伴い,事故調査官を本来の調査活動に専念させ調査を円滑に進めるため,現場における調査を支援する体制を整えるとともに,事故の再発防止に寄与するため,事故の傾向等を解析するなど各種分析作業を専門に行う体制を整えた。

また,シミュレーター研修や各機種についての整備研修,海外の大学等が主催する事故調査研修等に参加することにより,引き続き事故調査官の専門調査技術の向上に努めた。

さらに、国際航空安全調査官協会(ISASI)や、 国際民間航空機関(ICAO)アジア太平洋地域事故 調査作業部会等に積極的に参加し、航空事故調査に 関する情報交換を行った。加えて、アジア諸国への 航空事故調査の技術移転等により、アジア太平洋地 域における航空事故調査に関する調査技術の向上に 貢献した

寮 航空交通に関する気象情報等の充実 気象情報等の充実

悪天による航空交通への影響を軽減し、航空機の 運航・航空交通流管理を支援する航空気象情報を提供するため、降水時における低高度のウィンドシアー(離着陸に影響を及ぼす地上付近の風の急変)を検知可能な空港気象ドップラーレーダー等を集約処理し、新たな情報提供のための整備を進めた。また、鹿児島空港においては、空港気象ドップラーレーダーの観測を開始した。

運航情報等の充実

空港情報(使用滑走路,進入方式,気象情報等), 飛行中の航空機から報告があった情報等を体系的に 整理・蓄積したデータベース等を利用して,運航者 及び関係機関に対して航空機の運航に必要な情報の 提供を行っている。

第3節 航空機の安全性の確保

1 航空機, 装備品等の安全性を確保するための技 術基準等の整備

航空機の安全性の向上を図るため,我が国の航空機の製造・運航により蓄積された経験を通じて得た知見をいかし,国際民間航空機関(ICAO)に定める標準の策定活動や国際会議等に積極的に参画して我が国の意見を反映した。また,これらの場で策定されたICAOに定める標準の制定状況,航空機技術の進展等に対応し,航空機及び装備品の安全性に関する技術基準等を強化するとともに,国産航空機の開発計画の始動にあわせて,我が国独自の技術基準を定める組織として,航空機技術基準企画室を平成20年4月1日付けで設置した。

2 航空機の安全性に係る情報の収集,処理体制の 充実等

航空事故の防止に役立てるため、航空機の安全性に関する情報の電算化を推進するとともに、外国の耐空性管理当局及び航空機製造者とも情報交換を密にし、耐空性改善通報の発行等、速やかに適切な措置を講ずることができるよう体制を整えた。

また,耐空性改善通報の一覧に加え,航空安全に 関する技術基準等についてホームページ上で公開す るなど情報公開の一層の充実を図った。

3 航空機の検査体制の充実 航空機検査官の質的向上を図るため,研修制度を 拡充し,企業や外国の研修への参加など内容の強化 を図った。

4 航空機の整備に係る審査体制の充実

耐空証明を受けた航空機が,その構造,強度,性能等の面で常に良好な状態を維持するためには,航空機の使用者自らが日常から整備作業を適切かつ確実に実施することが必要不可欠である。特に不特定多数の乗客の安全に係る航空運送事業者においては,整備の具体的な方法等を整備規程に定め,国土交通大臣の認可を受けた上で航空機の整備を行っている。

航空運送事業者の整備体制に係る審査として,整備規程の認可に係る審査のほか,新規参入や新たな基地の追加,新機種導入時等に行う運航開始前の検査,定期的又は随時の安全監査の実施,定例連絡会議の開催,航空機のイレギュラー運航・故障等に係

る機材不具合情報の収集等を行っており,これらを 通じて的確に指導・監督を行った。

また,事故・トラブル等の原因究明と再発防止を 航空運送事業者に強く指導し,航空運送事業者に対 する監視・監督の強化を図った。

5 航空機の経年化対策の強化

長期間使用される航空機が増加しているため,各 国政府,航空機製造者,運航者等において経年化対 策が進められている。

我が国においても,従来から各航空運送事業者に対し,航空機の点検・整備の強化,改修の促進等を指示するなど所要の対策を講じてきており,特に構造強度の改善,腐食防止,電気配線の経年化対策等については耐空性改善通報等により,措置の強化を図った。

第4節 救助・救急活動の充実

1 捜索・救難体制の整備

航空機の遭難,行方不明等に際して,迅速かつ的確な捜索・救難活動を行うため,東京空港事務所に設置されている救難調整本部と捜索・救難に係る関係機関との合同訓練を実施した。

2 消防体制及び救急医療体制の整備

地方公共団体が管理する空港の消防・救急体制については,空港管理者による消防施設の整備を始め,所要の措置を講ずるよう助言した。

国土交通省は,空港消防力の充実強化を図るため,仙台,大分空港の化学消防車を大型化更新配備及び空港保安防災教育訓練センターに大型化学消防車を新規配備するとともに,釧路,函館,新潟,長崎空港の空港用給水車の性能向上を図って更新配備

した。

さらに,空港保安防災教育訓練センターにおいては,空港保安防災職員に対する専門的かつ総合的な訓練を実施するとともに,消火戦術等の研究等を推進した。

空港における救急医療体制については,稚内,釧路,三沢,美保,徳島空港の救急医療搬送車について大型化更新配備を行うとともに,福岡,那覇空港の治療用テントを更新配備するなど,救急医療に必要な医療資器材の配備等を進め,救急医療活動が的確かつ円滑に実施できるように関係医療機関との連携の強化を推進した。

また,早期に応急手当を実施するため,空港職員 の応急手当講習の受講を推進した。